

【「伝統文化親子教室事業（教室実施型）」について】

実施希望がございましたら別紙申請書にご記入の上、必要書類をご提出ください。

なお、県庁を通して文化庁に提出する関係上、募集案内の市町村教育委員会の担当窓口必着期限より早め、令和7年12月8日（月）必着で持参又は郵送にて当課あてに提出くださいますよう、よろしくお願いいたします。締め切りが早く、申し訳ありませんが、期限厳守でお願いいたします。

申請書の作成に当たっては、募集案内を熟読の上、作成してください。

《留意事項》

・文化庁において審査がありますので、提出すれば必ず交付決定されるものではありませんのでご了承ください。また、令和8年度政府予算の成立状況によっては実施内容等が見直される場合もあります。

※ 令和7年度からの変更点がございますので、ご注意ください。（募集案内 P2）

※お手数ですが、募集案内及び様式は下記 URL からダウンロードしてご利用ください。

伝統文化親子教室事業専用ホームページ：<http://www.oyakokyoshitsu.jp>

インターネット環境がない場合は坂井市教育委員会文化課までご連絡ください。

※ゼムクリップ、ホッチキス、修正ペン・修正テープ、消せるボールペンは使用しないでください。

【書類提出先及びお問合せ先】

坂井市教育委員会文化課 担当：加藤

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄 1-1

TEL 0776-50-3164／FAX 0776-68-1480

E-MAIL bunka@city.fukui-sakai.lg.jp

令和8年度伝統文化親子教室事業募集案内（抜粋）

1. 趣旨・目的 募集案内 P. 4

この事業は、次代を担う子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、華道、茶道、食文化、囲碁、将棋などの伝統文化等に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対して支援を行うことにより、伝統文化等の継承・発展と、子供たちの豊かな人間性のかんよう（涵養）に資することを目的とします。

2. 申請者（支援事業者）の要件 募集案内 P. 4

伝統文化等の振興等を目的とする団体であり、かつ、次のいずれかに該当するものとします。

- （１）一般社団法人・一般財団法人
- （２）公益社団法人・公益財団法人
- （３）特定非営利活動法人
- （４）法人格を有しないが、次の要件をすべて満たしている団体
 - ・定款、規約等を有すること
 - ・団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ・自ら経理し、監査する会計組織を有すること
 - ・団体活動の本拠としての事務所等を有すること

※上記要件を満たす場合であっても、公的施設の指定管理者として応募することはできません。

また、伝統文化親子教室事業の教室（以下、「教室」とします。）に係る業務や事務作業は、応募団体の代表者や事務担当者が主体性をもって行ってください。（文化庁や県、市からの問い合わせに対し、申請書に記載の代表者または事務担当者のいずれも内容を把握していないということは避けてください。）**実質上、別の者が行なっている等が判明した場合、第１次審査、第２次審査の合格取り消しや、事業実施後、支援金の返納を求める場合があります。**

加えて、応募から実績報告の提出まで一連して管理を行なえる事務担当者（代表者兼務も可）を配置してください。代表者が事務担当者でない場合、必ず電話番号とFAXまたはEメールを持っている方を事務担当者としてください。

3. 助成の対象となる事業（対象分野） 募集案内 P. 5～8

- （１） 伝統文化親子教室
- （２） 「放課後子供教室」と連携した取組

下記の分野は支援の対象となりません。

- ① 本事業の趣旨に合わないもの（運動、現代演劇、合唱、実験など）
- ② 近年において、外国から由来した分野及び国内で普及した分野（バルーンアート、よさこいなど）
- ③ 近年に創作された分野又は創作活動であるもの（絵はがき、かるた作成など）
- ④ 地域的な関係性がない民俗芸能等（実施場所が徳島県以外での阿波踊りなど）
- ⑤ 来歴等から、当該分野の道具・材料・手法等が必ずしも伝統的とは言えないもの（唱歌、和裁を除く手芸など）
- ⑥ 計画に実行性・有効性がない「教室」（１日で複数分野の教室を実施する場合など）
- ⑦ 「教室」の内容が昔遊びのみで実施する場合（けん玉、折り紙、お手玉など）

4. 交付要望額 募集案内 P. 9

１ 申請団体あたり、上記３の（１）、（２）の事業ごとに５０万円を上限とします。
※令和２年度から、教室規模に応じた上限額の設定がされました。

必ず参加人数ごとの上限額内で要望額を記載してください。 募集案内 P. 9

※事業対象経費については、募集案内 P. 11～14をご覧ください。

※「謝金の単価」については、上限金額以内で適切な単価を設定してください。

5. 実施期間 募集案内 P. 6

採択通知日（５月下旬以降）から、令和９年１月３１日までの間に実施されるもの。
※令和７年度同様、４月１日から採択通知までに発生した経費は支援対象外となりますのでご注意ください。

※令和９年２月１日から３月末までに実施した「教室」は対象となりません。

6. 審査及び審査結果 募集案内 P. 10

第１次審査：文化庁に提出された申請書類に基づき、合格・不合格と、合格の場合は採択額を通知します。審査結果は合格・不合格にかかわらず応募団体に対して、令和８年５月下旬以降を目途に通知されます。

第２次審査：採択額に基づき、事業内容及び経費の内訳等を記載した申請書を提出し、団体と文化庁との間で委託契約を締結し、契約書を取り交わします。

※申請書提出の手順については、第１次審査結果通知時にお知らせがあります。

7. 委託経費の支払時期・支払方法 募集案内 P. 10

伝統文化親子教室事業事務局より、採択通知を行った事業者（応募団体）に支払われます。支払時期は、原則、事業完了後に事業者（応募団体）から提出していただく実績報告書の内容を審査し、額が確定した後となります。委託経費が支払われるまでは、事業に要する経費は事業者（応募団体）で立て替えていただきます。

8. 応募書類 募集案内 P. 15

（１） 伝統文化親子教室事業提案書

- ・ 表紙（チェックリスト）
- ・ 提案書（様式１）
- ・ 事業計画書（様式２－１：伝統文化親子教室事業）
または 事業計画書（様式２－２：「放課後子供教室」と連携した取組）
- ・ 収支予算書（様式３）
- ・ 応募団体（事業者）の概要（様式ア）
- ・ 誓約書（様式エ）

（２） その他参考となる資料

- ・ 団体規約
- ・ 役員名簿

※お手数ですが、事業ホームページ（<http://www.oyakokyoshitsu.jp>）からダウンロードしてお使いください。（Ａ４用紙、片面刷り）

※ゼムクリップ、ホッチキス、修正液・テープ、消せるボールペンの使用は不可です



9. 提出先及び提出期限

（１） 提出先

坂井市教育委員会文化課 担当：加藤
〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄第１号１番地

（２） 提出期限 **令和７年１２月８日（月）必着**

※募集案内に記載の期限より早く設定させていただいております。

（３） 提出方法 郵送、持参（ＦＡＸ及びメールは不可とさせていただきます）

10. その他の留意事項 募集案内 P. 17

本事業に関する提案書、実績報告書、領収書の原本や帳簿類及び文化庁からの通知は令和１４年３月末まで支援事業者で保管してください。